

水道料金に係る消費税率改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税法及び地方税法の一部が改正されることにより、消費税等の率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、水道料金の消費税込み額が以下のとおり改定となります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

▼ 改定前・後の基本料金及び従量料金

	①基本料金 (1ヵ月につき)		② 従 量 料 金 (1m ³ につき)			
	一般用	臨時用	1m ³ ~10m ³ まで	11m ³ ~30m ³ まで	31m ³ ~100m ³ まで	101m ³ 以上
改定前料金(税込) (令和元年10月検針分まで)	1,188円	なし	108円	178.2円	226.8円	275.4円
			1m ³ につき669.6円			
改定後料金(税込) (令和元年11月検針分から)	1,210円	なし	110円	181.5円	231円	280.5円
			1m ³ につき682円			

▼改定前・後の 量水器使用料

	③量水器使用料(1ヵ月につき)											
	13mm	16mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	
改定前料金(税込) (令和元年10月検針分まで)	86.4円	129.6円	172.8円	194.4円	259.2円	324円	756円	2,160円	2,916円	5,940円	8,100円	
改定後料金(税込) (令和元年11月検針分から)	88円	132円	176円	198円	264円	330円	770円	2,200円	2,970円	6,050円	8,250円	

水道料金(1ヵ月分)は、消費税等を含んだ【①基本料金+②従量料金+③量水器使用料】の合計となります。

(改定後の水道料金の計算例) 13mmの量水器で2.0m³使用した場合

①基本料金	:	1,210円
②従量料金(1m ³ ~10m ³)	:	110.0円×1.0m ³ =1,100円
従量料金(11m ³ ~20m ³)	:	181.5円×1.0m ³ =1,815円
③量水器使用料(13mm)	:	88円
合 計	:	4,213円

※ 合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※ 上記計算は、あくまでも目安となっています。ご不明な点がございましたら、当企業団または第一環境(株)お客様

サービスセンターまでお問い合わせください。なお、下水道使用料につきましては、石岡市にお住いの方は石岡市下水道課へ、小美玉市にお住いの方は小美玉市下水道課へお問い合わせください。

適用の時期

令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
9月検針 (9月1日~10日頃)	9月分請求 (消費税8%)		
	10月検針 (10月1日~10日頃)	10月分請求 (消費税8%)	
		11月検針 (11月1日~10日頃)	※11月分請求 (消費税10%)

※消費税率改定後の料金は、令和元年11月検針分から適用となります。

【お問い合わせ先】

[湖北水道企業団] 電話：(0299)24-3232

[第一環境(株)お客様サービスセンター] 電話：(0299)24-5558

ホームページ：http://www.kohoku.org/

[石岡市下水道課] 電話：(0299)23-1111

[小美玉市下水道課] 電話：(0299)48-1111